

オ 「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」とは、両眼で一点を注視しつつ片眼ずつ測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで、測定した視野の正常域の面積が2分の1以上欠損しているものをいう。

この場合、両眼の高度の不規則性視野狭窄又は半盲性視野欠損等は該当するが、それぞれの視野が2分の1以上欠損していても両眼での視野が2分の1以上の欠損とならない交叉性半盲等では該当しない場合もある。また、中心暗点のみの場合は、原則視野障害として認定は行わないが、状態を考慮し認定する。

(注) 不規則性視野狭窄は、網膜剥離、緑内障等により、視野が不規則に狭くなるものであり、半盲性視野欠損は、脳梗塞等による同名半盲で両眼の視野の左右のいずれか半分が欠損するものである。また、交叉性半盲は、下垂体腫瘍等による異名半盲で両眼の鼻側または耳側半分の視野が欠損するものである。

(3) その他の障害

ア 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、普通にまぶたを閉じた場合に角膜を完全に覆い得ない程度のものをいう。

イ 「調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの」とは、眼の調節機能及び輻輳機能の障害のため複視や眼精疲労による頭痛等が生じ、読書等が続けられない程度のものをいう。

ウ 「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいう。

(ア) 「まぶたの運動障害」のうち、眼瞼痙攣等で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のもの

(イ) 「眼球の運動障害」のうち、麻痺性斜視で複視が強固のため片眼に眼帯をしないと生活ができないため、労働が制限される程度のもの

(ウ) 「瞳孔の障害」のうち、散瞳している状態で瞳孔の対光反射の著しい障害により羞明（まぶしさ）を訴え労働に支障をきたす程度のもの

(4) 視力障害、視野障害、まぶたの欠損障害、調節機能障害、輻輳機能障害、まぶたの運動障害、眼球の運動障害又は瞳孔の障害が併存する場合には、併合認定の取扱いを行う。

(別添)

2級相当の障害の状態について

○ 前回（第2回）の専門家会合における案

両眼の視野がそれぞれ $I/4$ の視標で中心の残存視野が 10 度以内におさまるもので、かつ、両眼による視野が $I/2$ の視標で 50% 未満であるものをいう。

この案は、現行の障害年金2級相当の障害状態にある者について、必ずしも同心円状とは限らない求心性視野狭窄もあり、その扱いをどうするか、現行の両眼の視野が 5 度以内のものは測定精度上問題がある、といった意見を踏まえて提案したものである。また、身体障害者福祉法との整合性を図りつつ、認定医の判定手法に考慮して、視野の面積の半分以下を基準としたものである。

しかしながら、認定をおこなう地方の現場から、視野の面積を目測して認定する基準がこれまでなかったこと等から運用に支障をきたす恐れがあることや、認定の均一化を図る観点から、数値化による基準が検討できないか要望が出されたところである。

○ 今回提示する案

- (1) 両眼の視野がそれぞれ $I/4$ の視標で中心 10 度以内におさまるもので、
かつ、 $I/2$ の視標で中心 10 度以内の 8 方向の残存視野の角度の合計を左右別々に求め、次式により算出した値が 224 以下のもの
合計数の大きい方 $\times 3$ + 合計数の小さい方

- 利点 a) 身体障害認定基準の視能率算定に完全に準拠した方法で、整合性が図れる。
b) 両眼開放視野を推測し、左右の視野を用いて評価する手法は一般化している。

- 問題点 a) 認定側において計算がやや煩雑。
b) 現行の視能率算定方法には、異論がある。

- (2) 両眼の視野がそれぞれ $I/4$ の視標で中心 10 度以内におさまるもので、
かつ、 $I/2$ の視標で中心 10 度以内の 8 方向の残存視野の角度の合計が 56 以下のもの
この場合、左右別々に 8 方向の視野の角度を求め、いずれか大きい方の合計が 56 度以下のものとする。

- 利点 a) 認定側において評価が単純で認定し易い。

- b) 身体障害認定基準の損失率90%と同等の面積（7度×8方向）を確保することで、整合性が図れる。

- 問題点 a) 左右の視野の重なり合いを考慮しないため、不合理が生じる場合がある。
b) 視野の評価には、国際的な基準を含めて両眼開放視野を推測し左右の視野を用いて評価する手法が一般的である。

○ 身体障害者福祉法の認定基準との整合性について

左右対称の同心円状の7度の求心性視野狭窄があるとした場合の残余角度の算出数値は、身体障害者認定基準における両眼による損失率90%と同等である。

I / 2の視標で測定した8方向角度算出値と損失率の対応表

8方向角度算出値 (8×角度×3+8×角度)	8方向角度合計	損失率
224	56度	90%

右眼中心視野

上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計

左眼中心視野

上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計

～身体障害認定基準（抜粋）～

- 両眼の視能率による損失率は、各眼毎に8方向の視野の角度を測定し、その合した数値を560で割ることで各眼の損失率を求める。さらに、次式により、両眼の損失率を計算する。損失率は百分率で表す。

$$\frac{(3 \times \text{損失率の低い方の眼の損失率} + \text{損失率の高い方の眼の損失率})}{4}$$